

# 「サウジアラビアの諮問評議会法 第 1～30 条」

日本貿易振興機構(ジェトロ) リヤド事務所 編

※ **本資料のご利用にあたって**

本資料はアラビア語からの仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 諮問評議会法

### 第1条

至高なるアッラーの御言葉「アッラーの御慈悲故に、汝は信者たちに寛大であった。もし、汝が冷酷な心で苛酷であったならば、信者たちは汝のもとを離れ去ったであろう。だから、汝、彼らを許し、彼らの為に(アッラーに)許しを、乞い、事に当っては彼等に意見を求めよ。それで、(事を)決めたなら、アッラーに全てを委ねよ。アッラーは謙虚に身を委ねる者をお好みになる。」並びに、「彼らの主(の命令)に答え、礼拝の務めを果たし、どんな事もお互いに良く相談し合い、われらの恵んだ物を惜しみ無く施す者たち」を具現し、教友たちに意見を求め、合議することを信者に奨励したアッラーのみ使いを範として、諮問評議会は設立され、善行と敬神に基づく相互扶助と兄弟の紐帯を守りアッラーの書(コーラン)と預言者の習慣(スンナ)を堅持し、統治基本制度と本制度の定める所に従って付託された職務を遂行する。



アッラーの書(コーラン)

### 第2条

諮問評議会はコーランの保持と、イスラーム法の諸法源の護持に立脚し、その議員は、公益の奉仕に努め、国民の団結、国家の存立、並びに、イスラーム共同体の利益の保護に努力する。

### 第3条

諮問評議会は、国王が学識経験者、専門家の中から選ぶ60人の議員と(一人の)議長より成る。議員の権利、義務及び全ての事柄は勅令により定められる。

### 第4条

諮問評議会の議員資格は以下の通り定められる。

- A サウディ国籍を有する純粋サウディ男性
- B 能力と人格が証明されるもの
- C 年齢が30歳以上の者

### 第5条

諮問評議会議員は、議長に議員職からの辞任を申し出る事ができ、議長はそれを国王に報告しなければならない。

#### 第6条

諮問評議会議員が、その職務上の義務に背いた場合、勅令によって定められる規程と手続きに従って、事実関係の調査と裁判が行われる。



#### 第7条

何らかの理由により諮問評議会議員の欠員が生じた場合には、国王がこれに代わる者を選び、これについて勅令が発令される。

#### 第8条

諮問評議会議員は自己の利益のために、その地位を利用してはならない。

#### 第9条

国王がその必要を認める場合を除き、諮問評議会の議員職といかなる公務又は民間の職を兼ねる事は許されない。

#### 第10条

諮問評議会議長、副議長及び事務局長は勅令により任命される。また、その俸給、権利、義務及び全ての事柄は勅令によって定められる。

#### 第11条

諮問評議会議長、議員、事務局長は諮問評議会の職務に就く前に、国王の前で次の宣誓を行う。

「偉大なるアッラーにかけて、私は私の宗教に、そして、私の王と祖国に誠実であり、いかなる国家機密も漏らす事なく、国家の利益と法令を保持し、自らの職務を誠実、真剣かつ公正に遂行することを誓う」

#### 第12条

諮問評議会の所在地はリヤド市とする。また、国王が望めば、王国内のいかなる場所においてもその会議を開催できるものとする。

#### 第13条

諮問評議会の会期は、その設立を命じる勅令の中で定められた日からヒジュラ暦で4年間とする。新議会の設立は、会期終了以前、すなわち最低2か月前に完了する。新議会の設立前に会期が終了した場合には、前議会が新議会の設立が完了するまで継続してその



任務を行う。新議会の設立に当っては、議員定数の半数を下回らない数の新議員を選ぶよう配慮される。

#### 第14条

国王またはその代理を務める者は、毎年、諮問評議会で国家の内政、外交政策を含む国王声明を発表する。

#### 第15条

諮問評議会は首相から付託される国家の一般政策—特に以下に述べる点—について意見を明らかにする。

- A 経済・社会開発に関する全般的計画について審議し、それについての意見を明らかにする。
- B 規定、条例、条約、国際協定、利権協定について検討し、それについての提案を行う。
- C 諸規定につき解釈する。
- D 諸官庁並びに他の政府機関から提出される年次報告について審議し、それについて提案を行う。

#### 第16条

諮問評議会は、議長又はその代理を務める者を含め、少なくともその議員の3分の2が出席しない限り成立しない。またその決議は議員の過半数が合意しない限り効力を持たない。

#### 第17条

諮問評議会の決議は首相に上程され、検討のため閣僚会議に回付される。両議会の見解が一致した時は、国王の承認を得た上で発令される。意見の相違があった場合、国王が自らの意見で決定を下す。

#### 第18条

規則、条約、国際協定、利権協定は、諮問評議会の検討を経た後、勅令に基づいて発令、或いは修正される。

#### 第19条

諮問評議会はその議員をもって、専門的事項の審議をするために必要な専門委員会を設置する。また、同様に、上程議案の問題について検討する特別委員会を組織することができる。

#### 第20条

諮問評議会の各委員会は、諮問評議会議長の承認の上で、諮問評議会議員以外の適切と思われる人物に協力を要請する事ができる。

#### 第21条

諮問評議会の議長、副議長、専門委員会の長からなる総務会を同議会に置く。

#### 第22条

諮問用議会議長は、諮問評議会が討議を行う時、その討議事項を責務としている政府の責任者の評議会出席を、首相に対して要請しなければならない。出席した責任者は、審議に参加する権利を有するが、議決権は持たない。

#### 第23条

諮問評議会の議員 10 人をもって、新規則の制定或いは現行規則の改定の発議権が生じ、諮問評議会議長に提案できるものとする。議長はこの提案を国王に上奏しなければならない。

#### 第24条

諮問評議会議長は、評議会がその職務の円滑な遂行の為に必要と考える政府諸機関の書類や資料を議会に提出するよう首相に要請しなければならない。

#### 第25条

諮問評議会議長は、諮問評議会の内部規定の明示する所に従い、評議会の行った活動について国王に年次報告書を奉呈する。

#### 第26条

内部規定による定めがない場合、公務員規定が諮問評議会関連組織の職員に適用される。

#### 第27条

諮問評議会は国王により承認された特別予算を持ち、その支出は勅令によって発令される規定に従って行われる。

#### 第28条

諮問評議会の経理会計処理、監査、及び決算は勅令により発行する特別規定に従って行われる。

#### 第29条

諮問評議会の内部規定は、議長、副議長、評議会事務局長の専任事項、議会関連組織、また会議の運営方法、事務手続き、委員会の機能、裁決の方法を規定する。また、評議会が王国とその国民の利益のためにその専任事項を遂行する場である事を勧告し、審議規則、反論の原則及び、

議会内に於けるその他の原理原則をも規定する。当内部規定は勅令によって発令される。

#### 第30条

本制度発布手続き以外の方法による本制度の修正は認められない。